平成２９年（フ）第１２号
兵庫県西脇市上野52番地
破産者　株式会社マックス
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３２号
奈良県大和高田市大字築山367－１
破産者　株式会社ウエノ
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４３３号
岡山市南区新保506番地４
破産者　尾笹　和弘
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７８号
岡山市南区福富中２丁目15番20号
破産者　福井　秀友
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５４号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲531番地１
破産者　シルバアートレ有限会社
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８４号
香川県さぬき市志度3313番地５
破産者　株式会社石産
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２４８号
奈良市富雄北２丁目８番15号　ガーデンハイツ高川201号、開始決定時の住所奈良市神功６丁目４番地の１　406
破産者　大路　隆三
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第８２号
奈良県大和高田市大字池尻108番地１　ファミリーハイツ304号
破産者　西畑　秀司
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字江川133番地12
破産者　實平　英樹
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８７号
徳島県徳島市南沖洲５丁目１番55号
破産者　舩越　文昭
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
盛岡市下田字石羽根29番地
破産者　松坂　勝男
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１００号
盛岡市大通３丁目７番10―202号
破産者　田中いずみ
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５４号
茨城県神栖市大野原３丁目４番22号　ラビットコーポ５号
破産者　池崎　輝彦
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第６４号
兵庫県豊岡市日高町宵田133番地
破産者　亀井時計店こと　亀井　隆廣
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第３９２号
奈良県天理市田部町397　サンコーマンション101号室、住民票上の住所奈良県天理市石上町466番地１
破産者　稲別　幹太
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２１号
沖縄県宜野湾市愛知３丁目７番37―202号
破産者　新城　直人
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４６号
福島県郡山市島１丁目14番28号、旧住所福島県郡山市堤１丁目97番地の１ベルトピア郡山504棟301号
破産者　北堀　道春
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第４６５号
静岡県浜松市東区子安町322番地の５グリーンフラッツ子安202、前住所静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1360番地ネオステージ東浜松壱番館301
破産者　中村　亨一
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
静岡県磐田市富士見町３丁目３番地７フローリッシュⅡ―202号
破産者　インテリア百瀬こと　百瀬　　孝
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
静岡県浜松市西区入野町6313番地の１　河合コーポ　Ｂ棟　110
破産者　菅沼　和夫
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係